

裁判員制度と検察審査会

裁判員制度をご存知ですか？

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合には、どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。



※ 裁判員制度の対象となるのは、殺人や強盗致傷など、一定の重大な犯罪に関する刑事訴訟事件（第一審）です。

裁判員の選られ方

① 選挙人名簿をもとに、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。

※ 香川県で令和9年度の裁判員候補者名簿に登載されるのは、1, 400人です。

② ①の名簿の中から、1つの事件ごとに、くじで、その事件の裁判員候補者を選び、裁判員選任手続期日のお知らせ（呼出状）を送ります。

※ 一般に、裁判の日数が5日以内の事件では、80人程度の裁判員候補者に呼出状が送られます。

③ 裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶ手続き（候補者に対する質問など）が行われ、除外されなかった人の中から無作為に、その事件の裁判員が選ばれます。

詳しくお知りになりたい方は 高松地方裁判所総務課

高松市丸の内1-36 tel 087-851-1537にお問い合わせください。

裁判員制度の詳しい情報は下記の二次元コード又はリンクにアクセスしご覧ください。



<https://www.courts.go.jp/saibanin/index.html>

検察審査会制度をご存知ですか？

検察審査会制度とは？

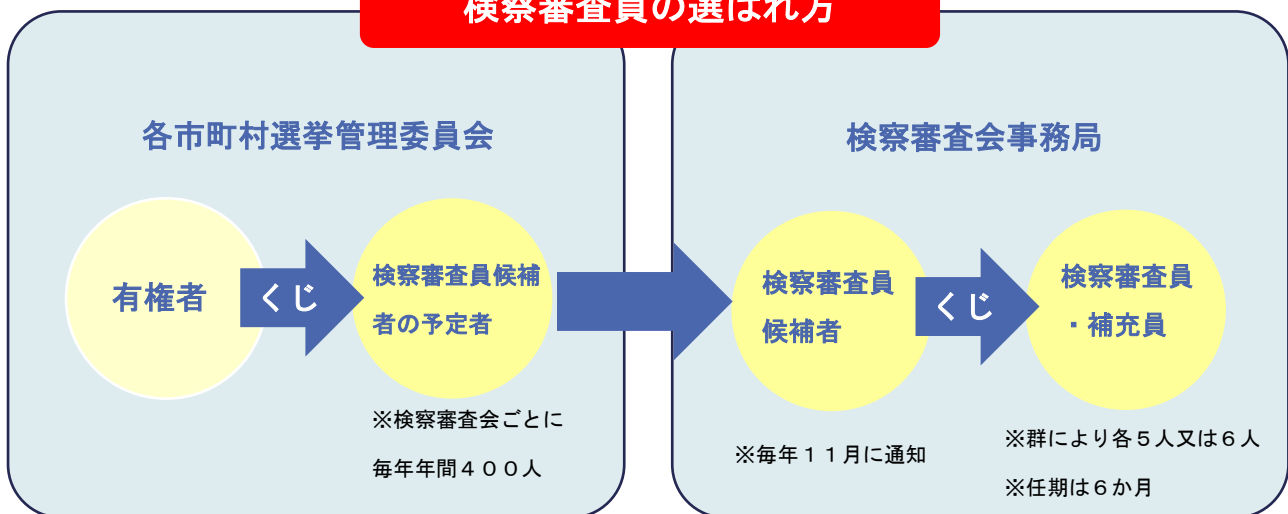


検察官が被疑者を不起訴処分にした（刑事裁判にかけなかった）場合、それが妥当な処分であったかどうかを有権者の中からくじで選ばれた１１人の検察審査員が、それぞれの市民感覚でチェックする制度です。

すでに７０年以上の歴史があり、市民感覚を反映した議決が多く出されています。

検察審査員候補者として登録されますと、質問票が送られてきますから、必ず回答してください。

検察審査員の選ばれ方



詳しくお知りになりたい方は

高松検察審査会事務局

高松市丸の内１－３６（高松地方裁判所内） tel ０８７－８５１－１６１５

にお問い合わせください。

なお、広報用ＤＶＤを貸し出しています。

検察審査会の詳しい情報は下記の二次元コード又はリンクにアクセスしご覧ください。



<https://www.courts.go.jp/about/sonota/kensin/index.html>